

著作権法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 放送同時配信等に係る報酬又は補償金に関する指定報酬管理事業者等（第四十五条の二―第四十五条の十）</p> <p>第九章 二次使用料に関する指定団体等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第十章（略）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>第十二章（略）</p> <p>第十三章（略）</p> <p>第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（記録保存所）</p> <p>第三条 法第四十四条第一項から第三項まで（これらの規定を法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成された録音物又は録画物（以下この章において「一時的固定物」という。）を法第四十四条第四項ただし書（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）次条第一項において同じ。）の規定により保存することができる公的な記録保存所（以下この章において「記録保存所」という。）は、次に</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 二次使用料に関する指定団体等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第九章（略）</p> <p>第十章（略）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>第十二章（略）</p> <p>第十三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（記録保存所）</p> <p>第三条 法第四十四条第一項又は第二項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成された録音物又は録画物（以下この章において「一時的固定物」という。）を法第四十四条第三項ただし書（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）次条第一項において同じ。）の規定により保存することができる公的な記録保存所（以下この章において「記録保存所」という。）は、次に掲げる施設で、当該</p>

掲げる施設で、当該施設を設置する者の同意を得て文化庁長官が指定するものとする。

一 (略)

二 放送、有線放送又は放送同時配信等の用に供した録音物又は録画物を記録として収集し、及び保存することを目的とする施設（一般社団法人等が設置するものに限る。）

2 (略)

(一時的固定物の保存)

第四条 法第四十四条第四項ただし書の規定により記録保存所において保存することができる一時的固定物は、記録として特に保存する必要があると認められるものでなければならぬ。

2 〵 4 (略)

(著作権者と連絡することができない場合)

第七条の五 法第六十七条第一項の政令で定める場合は、著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報（以下この条において「権利者情報」という。）を取得するために次に掲げる全ての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有する全ての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合とする。

一 (略)

二 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること。

三 (略)

施設を設置する者の同意を得て文化庁長官が指定するものとする。

一 (略)

二 放送又は有線放送の用に供した録音物又は録画物を記録として収集し、及び保存することを目的とする施設（一般社団法人等が設置するものに限る。）

2 (略)

(一時的固定物の保存)

第四条 法第四十四条第三項ただし書の規定により記録保存所において保存することができる一時的固定物は、記録として特に保存する必要があると認められるものでなければならぬ。

2 〵 4 (略)

(著作権者と連絡することができない場合)

第七条の五 法第六十七条第一項の政令で定める場合は、著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報（以下この条において「権利者情報」という。）を取得するために次に掲げる全ての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有する全ての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合とする。

一 (略)

二 著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。）その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること。

三 (略)

2 (略)

(著作物の放送等に関する裁定の申請)

第九条 (略)

2 (略)

(著作隣接権への準用)

第十二条の二 第七条の五から第九条まで及び前二条の規定は、法第百三条において法第六十七条第一項から第三項まで、第六十七条の二第九項並びに第七十条第一項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八条第一項第六号中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、第八条の二中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、「同条第八項」とあるのは「法第百三条において準用する法第六十七条の二第八項」と、第九条第一項及び前条中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と読み替えるものとする。

第八章 放送同時配信等に係る報酬又は補償金に関する指定報酬管理事業者等

(指定の告示)

第四十五条の二 文化庁長官は、法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(業務規程)

第四十五条の三 法第九十三条の三第三項に規定する指定報酬管理事業者、法第九十四条第一項に規定する指定補償金管理事業者又は法第九十四

2 (略)

(著作物の放送に関する裁定の申請)

第九条 (略)

2 (略)

(著作隣接権への準用)

第十二条の二 第七条の五から第八条の二まで及び前二条の規定は、法第百三条において法第六十七条第一項から第三項まで、第六十七条の二第九項並びに第七十条第一項、第二項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八条第一項第六号中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、第八条の二中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、「同条第八項」とあるのは「法第百三条において準用する法第六十七条の二第八項」と、前条中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と読み替えるものとする。

(新設)

条の第三項若しくは第九十六条の第三項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者（以下この章において「指定報酬管理事業者等」という。）は、法第九十三条の第三項の報酬（以下この章において「報酬」という。）又は法第九十四条第一項、第九十四条の第三項若しくは第九十六条の第三項の補償金（以下この章において「補償金」という。）に係る業務（以下この章において「報酬等関係業務」という。）の執行に関する規程（次項及び第四十五条の九第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、報酬等関係業務の開始前に、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。

（報酬等関係業務の会計）

第四十五条の四| 指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務に関する会計を他の業務に関する会計と区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（事業計画等の提出等）

第四十五条の五| 指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文化庁長官に提出するとともに、当該事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

2| 指定報酬管理事業者等は、前項の事業計画又は収支予算を変更するときは、当該変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、変更後の事業計画又は収支予算を文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならない。

3| 指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、決算完結後一月以内に文化庁長官に提

出するとともに、当該事業報告書及び収支決算書を公表しなければならない。

(報酬等の額の届出等)

第四十五条の六 指定報酬管理事業者等は、法第九十三条の三第七項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の協議が成立したときは、遅滞なく、その協議において定められた報酬又は補償金の額を文化庁長官に届け出なければならない。

2 文化庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、公正取引委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(報告の徴収等)

第四十五条の七 文化庁長官が法第九十三条の三第六項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。次項及び第四十五条の九第一項第二号において同じ。）の規定により報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を求めることができる事項は、報酬又は補償金の管理に関する事項及び法第九十三条の三第七項の協議に関する事項とする。

2 法第九十三条の三第六項の規定による勧告は、理由を付した書面をもつて行う。

(業務の休廃止)

第四十五条の八 指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一 休止又は廃止を必要とする理由

二 休止する日及び休止の期間又は廃止する日（第三項において「廃止

の日」という。）

三 報酬又は補償金を受ける権利を有する者（次条第一項第五号において「権利者」という。）に対する報酬又は補償金の支払に関し必要な事項

2 文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨及び同項各号に掲げる事項を官報で告示する。

3 法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定は、廃止の日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。

（指定の取消し）

第四十五条の九 文化庁長官は、指定報酬管理事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定を取り消すことができる。

一 法第九十三条の三第四項各号（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件のいずれかを備えなくなつたとき。

二 法第九十三条の三第六項の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同項の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第四十五条の三第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで報酬等関係業務を行ったとき、その他報酬等関係業務の適正な運営をしていないと認められるとき。

四 第四十五条の五又は第四十五条の六第一項の規定に違反したとき。

五 相当期間にわたり報酬等関係業務を休止している場合であつて、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められる

とき。

2 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。

(報酬等の額に関する裁定の申請)

第四十五条の十 法第九十三条の三第八項(法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の裁定(第三号において「裁定」という。)を求めようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 裁定を求めようとする報酬又は補償金の額の算定の基礎となるべき事項

四 協議が成立しない理由

2 前項の申請書には、申請に至るまでの協議経過を記載した書面を添付しなければならない。

## 第九章 (略)

(業務規程)

第四十七条 法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の指定を受けた団体(以下「指定団体」という。)は、法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料に係る業務(以下「二次使用料関係業務」という。)の開始の際、二次使用料関係業務の執行に関する規程(次項及び第五十二条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、文化庁

## 第八章 (略)

(業務規程)

第四十七条 法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の指定を受けた団体(以下「指定団体」という。)は、法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料に係る業務(以下「二次使用料関係業務」という。)の開始の際、二次使用料関係業務の執行に関する規程(次項及び第五十二条第一項第三号において「業務規程」という。)を定め、文化庁

長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(事業計画等の提出等)

第四十九条 指定団体は、毎事業年度、二次使用料関係業務に関する事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に文化庁長官に提出するとともに、当該事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

2| 指定団体は、前項の事業計画又は収支予算を変更するときは、当該変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、変更後の事業計画又は収支予算を文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならない。

3| 指定団体は、毎事業年度、二次使用料関係業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、決算完結後一月以内に文化庁長官に提出するとともに、当該事業報告書及び収支決算書を公表しなければならない。

(二次使用料の額の届出等)

第四十九条の二 指定団体は、法第九十五条第十項（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の協議が成立したときは、遅滞なく、その協議において定められた二次使用料の額を文化庁長官に届け出なければならない。

2 (略)

(報告の徴収等)

第五十条 文化庁長官が法第九十五条第九項（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。次項及び第五十二条第一項第三号において同じ。）の規定により報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を求めるとき、法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用

長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(事業計画等の提出等)

第四十九条 指定団体は、毎事業年度、二次使用料関係業務に関する事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に文化庁長官に提出するとともに、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

2| 指定団体は、毎事業年度、二次使用料関係業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、決算完結後一月以内に文化庁長官に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(二次使用料の額の届出等)

第四十九条の二 指定団体は、法第九十五条第十項（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。第五十三条第三項及び第五十五条において同じ。）の協議が成立したときは、遅滞なく、その協議において定められた二次使用料の額を文化庁長官に届け出なければならない。

2 (略)

(報告の徴収等)

第五十条 文化庁長官は、指定団体の二次使用料関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定団体に対し、二次使用料関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は二次使用料関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告を



料の管理に関する事項及び法第九十五条第十項の協議に関する事項とする。

2| 法第九十五条第九項の規定による勧告は、理由を付した書面をもつて行う。

(業務の休廃止)

第五十一条 指定団体は、その二次使用料関係業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料を受ける権利を有する者(次条第一項第六号及び第五十七条において「権利者」という。)に対する措置

2・3 (略)

(指定の取消し)

第五十二条 文化庁長官は、指定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の指定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 法第九十五条第九項の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同項の規定による勧告に従わなかったとき。

四 第四十七条第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで二次使用料関係業務を行ったとき、その他二次使用料関係業務の適正な運営をしていないと認められるとき。

五 第四十九条又は第四十九条の二第一項の規定に違反したとき。

することができる。

(業務の休廃止)

第五十一条 指定団体は、その二次使用料関係業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料を受ける権利を有する者(次条第一項第四号及び第五十七条において「権利者」という。)に対する措置

2・3 (略)

(指定の取消し)

第五十二条 文化庁長官は、指定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の指定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 第四十七条第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで二次使用料関係業務を行ったとき、その他二次使用料関係業務の適正な運営をしていないとき。

四 相当期間にわたり二次使用料関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

五 第四十九条若しくは第四十九条の二第一項の規定に違反したとき、

六 相当期間にわたり二次使用料関係業務を休止している場合であつて、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

2 (略)

第十章 (略)

(報酬に関する指定団体)

第五十七条の三 前章第一節の規定は、法第九十五条の三第三項において準用する法第九十五条第五項の指定を受けた団体及び法第九十七条の三第四項において準用する法第九十七条第三項の指定を受けた団体について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同節の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十七条第一項	第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料に係る業務(以下「二次使用料関係業務」という。)	第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項の報酬(以下この節において「報酬」という。)又は法第九十五条の三第五項若しくは第九十七条の三第六項の使用料(以下この節において「使用料」という。)に係る業務
----------	--	--

又は第五十条の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、若しくは同条の規定による勧告に従わなかつたとき。

(新設)

2 (略)

第九章 (略)

(報酬に関する指定団体)

第五十七条の三 前章第一節の規定は、法第九十五条の三第四項において準用する法第九十五条第五項の団体及び法第九十七条の三第四項において準用する法第九十七条第三項の団体について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同節の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十七条第一項	法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料に係る業務(以下「二次使用料関係業務」という。)	法第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項の報酬(以下この項及び第五十一条第一項第三号において「使用
----------	---	--

<p>第五十条第一項</p>	<p>第四十九条の二第二項</p>	<p>第四十八條、第四十九條第一項及び第三項、第五十一條第一項、第五十二條第一項第四号及び第六号</p>		
<p>第九十五条第九項（法第九十七条第四項において準用する場合</p>	<p>二次使用料</p>	<p>第九十五条第十項（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）</p>	<p>二次使用料関係業務の執行</p>	
<p>第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準</p>	<p>報酬又は使用料</p>	<p>第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十五条第十項</p>	<p>報酬等関係業務</p>	<p>報酬及び使用料に係る業務（以下「報酬等関係業務」という。）の執行</p>
<p>（新設）</p>	<p>第四十九条の二第二項</p>	<p>第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項、第五十二條第一項第三号及び第四号</p>		
<p>（新設）</p>	<p>二次使用料</p>	<p>二次使用料関係業務</p>	<p>二次使用料関係業務の執行</p>	
<p>（新設）</p>	<p>報酬又は使用料</p>	<p>報酬等関係業務</p>	<p>報酬及び使用料に係る業務（以下「報酬等関係業務」という。）の執行</p>	<p>料」という。）に係る業務</p>

<p>第五十二条第一項第一号</p>	<p>第五十条第二項、第五十二条第一項第三号</p>	<p>第五十条第一項、第五十一条第一項第三号</p>		
<p>第九十五条第六項各号（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>法</p>	<p>法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料</p>	<p>第九十五条第十項</p>	<p>合を含む。次項及び第五十二条第一項第三号において同じ。</p>
<p>第九十五条の三第四項及び第九十七条の三第五項において準用する法第九十五条第六項各号</p>	<p>法第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法</p>	<p>報酬又は使用料</p>	<p>第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十五条第十項</p>	<p>用する場合を含む。）において準用する法第九十五条第九項</p>

<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>第五十一条第一項第三号</p>	
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料</p>	
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>報酬又は使用料</p>	

<p>第五十二条第一項第二号</p>	<p>第九十五条第七項（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十五条第七項</p>
<p>第十一章～第十四章（略） 附則</p>		
<p>（指定報酬管理事業者等の事業計画等の提出等についての経過措置） 第六条 第四十五条の三第一項に規定する指定報酬管理事業者等の同項に規定する報酬等関係業務に係る最初の事業年度における第四十五条の五第一項の事業計画及び収支予算については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定を受けた後遅滞なく」とする。</p>		
<p>（指定団体の事業計画等の提出についての経過措置） 第七条（略） （削る）</p>		

<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十章～第十三章（略） 附則</p>		
<p>（新設） 第六条（略） （指定団体の事業計画等の提出についての経過措置）</p>		
<p>（文部省組織令の一部改正） 第七条 文部省組織令（昭和二十七年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。 第五十七条第一号中「著作権法（明治三十二年法律第三十九号）」を「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に、「著作権に関する条</p>		

(削る)

「約」を「著作者の権利、出版権及び著作隣接権（次号において「著作権等」という。）に関する条約」に改め、同条第二号中「著作権」を「著作権等」に改め、同条第三号中「著作権制度審議会」を「著作権審議会」に改める。

(日本専売公社に対する法令の準用等に関する政令の一部改正)

第八条 日本専売公社に対する法令の準用等に関する政令（昭和二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第十三条第二号から第四号まで、第三十二条第二項（第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項及び第二項（第八十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十二条（第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）

第四条の表著作権法第十一条第一号の項を次のように改める。

著作権法第四十二条	立法又は行政の目的	公社の業務
-----------	-----------	-------

(削る)

(日本電信電話公社関係法令準用令の一部改正)

第九条 日本電信電話公社関係法令準用令（昭和二十七年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第十三条第二号から第四号まで、第三十二条第二項（第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項及び第二項（

第八十六条第一項において準用する場合を含む。)並びに第四十二条(第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。)

第四条の表不動産登記法第三十五条第三項の項の次に次のように加える。

条	著作権法第四十二条
	立法又は行政の目的
	公社の業務